KPMG

EU域外企業による サステナビリティ報告



EUにおけるサステナビリティ報告

2026年8月

EU域外企業によるサステナビリティ報告

論点は何か

- 2028年以降、EU域内で重要な事業活動を行うEU域外企業および企業グループは、サステナビリティ報告において、グローバル・グループ全体を対象としたインパクトに関する情報を開示する必要があります。
- 提案されている要求事項は、「EU域外企業向け欧州サステナビリティ報告基準（European Sustainability Reporting Standards）」（ESRS-40a[1]）に規定されています。
- この提案では、人および環境に対する重要なインパクトを開示するための詳細な開示要求事項が定められています。

どのような影響があるか

- CSRDの適用対象となるEU域外企業は、以下のいずれかを選択することができます：
  - Full ESRSに基づく連結サステナビリティ・ステートメントを自主的に作成する。
  - ESRS-40aに基づき、グループ全体のインパクトを対象とするサステナビリティ報告書を作成する。
  - Full ESRSと同等とみなされるフレームワークを適用する[2]。
- 約1,200社の企業[3]が影響を受ける可能性があると推定されています。

今後の展開

- 本提案に対する意見募集は、2026年10月31日までです。
- 企業は、異なる法域における複数の報告制度への対応という課題を含め、自社の報告戦略やガバナンスへの影響を評価する必要があります。
- CSRDの下では、ESRS-40aの要求事項は2028年1月1日以降に開始する事業年度から適用され、初年度開示の提出期限は2029年です。

[1] ESRS-40a は、EU企業サステナビリティ報告指令（CSRD）によって導入された会計指令の第40a条を指しています。
[2] 現時点では、Full ESRSと同等であると認められたフレームワークは存在していません。
[3] 2026年6月3日に開催されたEFRAG（EUの企業報告に関する諮問機関）のサステナビリティ報告委員会（Sustainability Reporting Board）公開会議。

© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

目次

01 ESRS-40aの適用対象企業

02 ESRS-40aで求められる報告内容

03 インパクト・マテリアリティ

04 混合アプローチ

05 別のフレームワークを適用する場合

06 自社にとって最適な報告アプローチ

07 ESRS-40aとFull ESRSの違い

08 ESRS-40a報告書の作成主体

09 報告上の軽減措置

10 今後の対応事項

このガイドの使い方

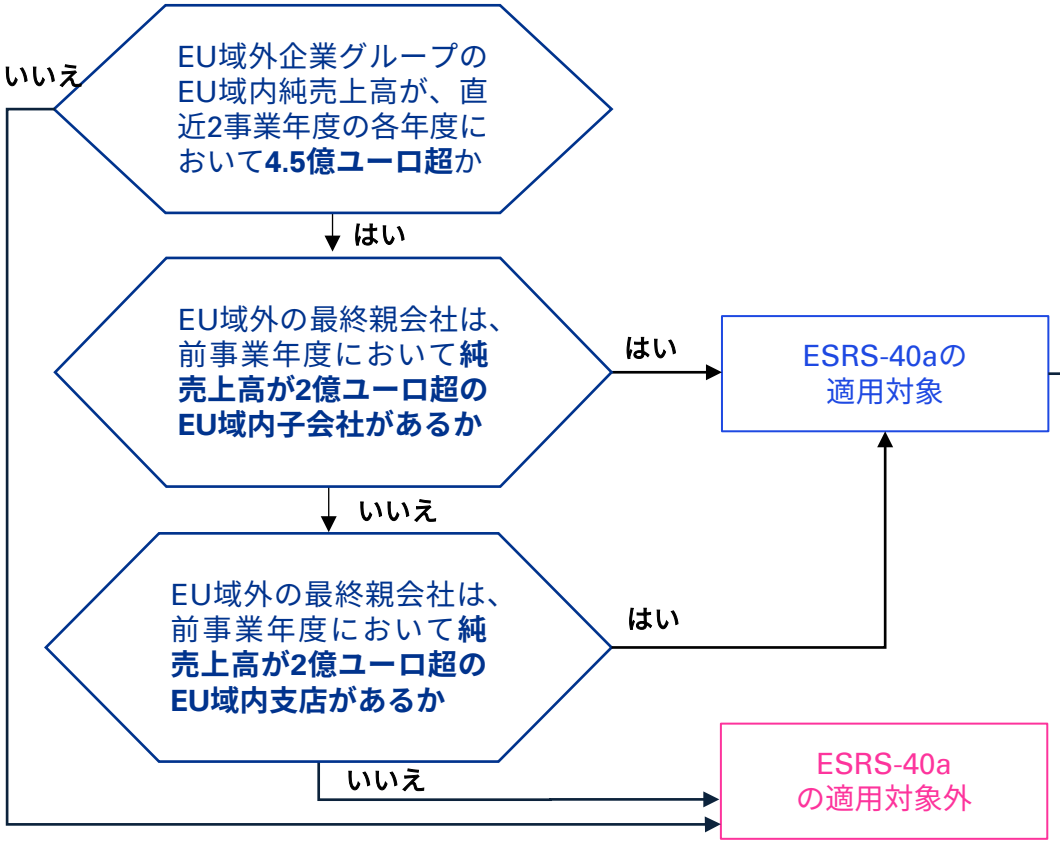
各ページの**左側**には、最終化されているCSRDの要求事項について明示的に言及している場合を除き、**提案中のESRS-40aの要求事項**を掲載しています。

各ページの**右側**には、ESRS-40aに基づく報告の適用対象となる企業にとって想定される**実務上の影響**を要約しています。



ESRS-40aの適用対象企業

EU域内で重要な事業活動を行うEU域外企業および企業グループ



CSRDの下では、EU域外企業および企業グループは、以下のいずれかの報告方法を選択することができます：

1. EU域外企業グループが、**Full ESRSに基づく連結サステナビリティ・ステートメントを自主的に公表する**、
2. EU域内の子会社または支店が、グループ全体のインパクトを対象とした**ESRS-40aに基づくサステナビリティ報告書**を公表する。なお、EU域内子会社がFull ESRSの適用対象となる場合には、当該子会社自身のサステナビリティ・ステートメントも作成する必要がある、または
3. Full ESRSと同等とみなされるフレームワークを適用する[1]。

詳細はこちら

[1] 現時点では、Full ESRSと同等であると認められたフレームワークは存在していません。

01

企業への影響

企業は、自社がESRS-40aの適用対象となるかどうかを判断する必要があります。

適用範囲に関する要求事項は確定していますが、EU域内で生じた売上高の判定については、その売上を計上する企業の所在地に基づくのか、あるいは取引先の所在地に基づくのかという点について、不確実性が残っています。

売上高の閾値を満たすEU域内の子会社または支店は、ESRS-40aに基づくサステナビリティ報告書を公表することが義務付けられます。なお、報告義務の内容は、適用される免除規定の違いなどにより、EU加盟国ごとに異なる可能性があります。

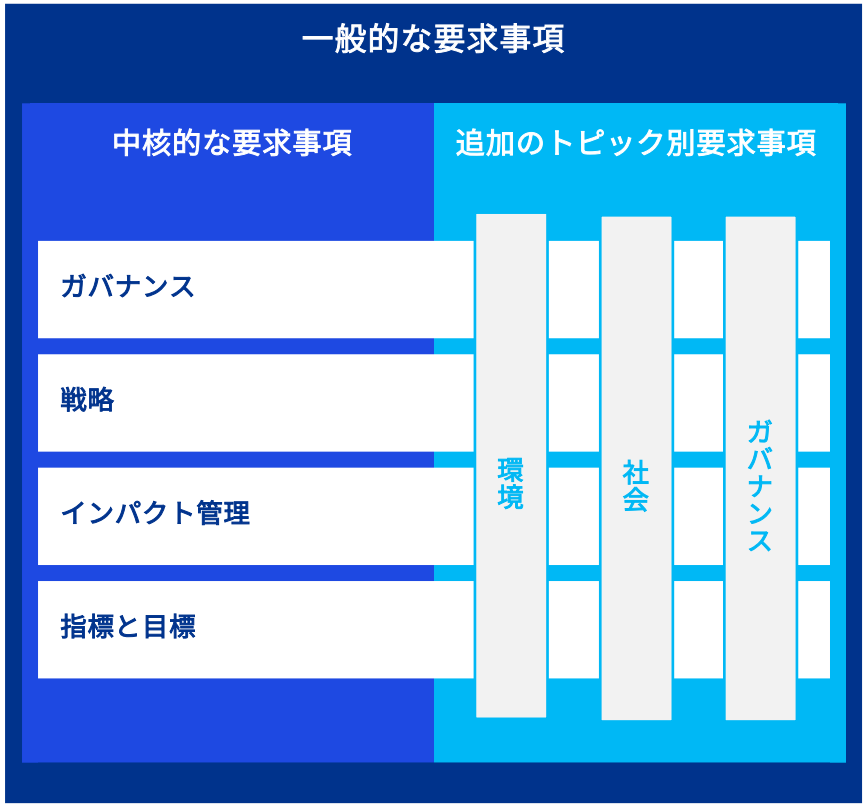
© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

ESRS-40aで求められる報告内容

サステナビリティに関するインパクトに着目

- ESRS-40a に基づくサステナビリティ報告書の目的は、**企業が人および環境に与える重要なインパクト**と、それらのインパクトの管理方法を適正に表示することにあります。
- 報告対象には、**企業自身の事業活動**から生じるインパクトに加え、**バリューチェーン**の上流および下流を通じて生じるインパクトも含まれます。
- 報告フレームワークは、2つの横断的基準と10のトピック別基準で構成されます。企業は、**環境・社会・ガバナンスの各テーマに関するグループレベルのインパクト**について報告し、それらがどのように監督、管理および測定されているかを説明する必要があります。
- サステナビリティ報告書は、人間と機械の両方が読み取れる形式で作成する必要があります。

ESRS-40aで提案されている報告体系



02

企業への影響

ESRS-40aで提案されている報告体系は、すでにESRSまたはIFRS®サステナビリティ開示基準に基づく報告を行っている企業（またはその子会社）にとっては、馴染みのある体系となっています。

そのため、これらの企業は、ESRS-40aで要求される、EU域外グループ全体のインパクト情報の特定と報告に注力することができます。

© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

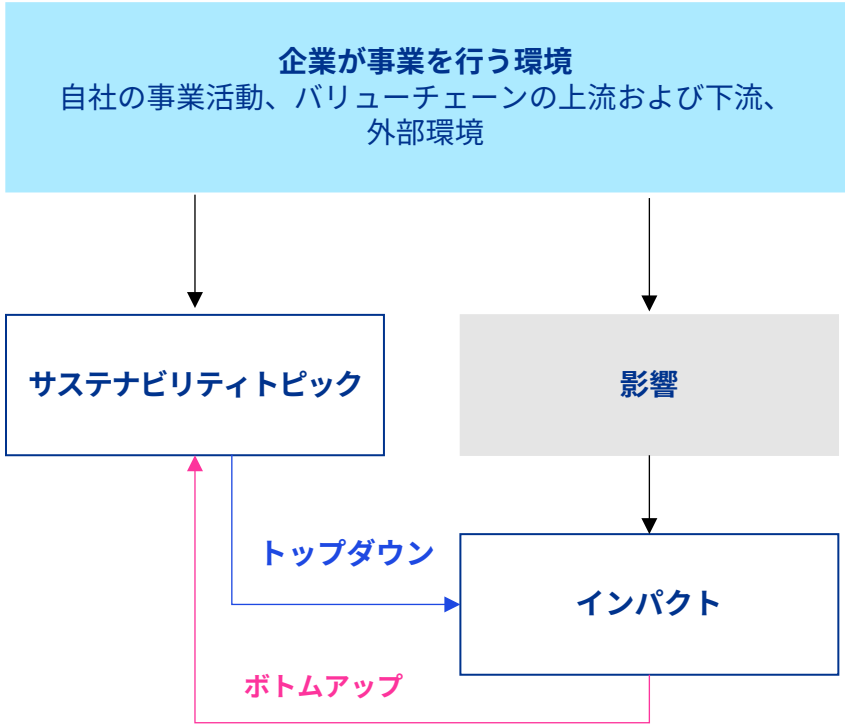
インパクト・マテリアリティ

03

人と環境に関する単一の視点

- ESRS-40aでは、企業は開示すべきトピックを決定するために、**インパクトの観点からマテリアリティ評価を実施します。財務上の重要なリスクおよび機会に関する報告は求められません。**
- インパクトは、企業が人または環境に対して与える**実際の影響または潜在的な影響**から生じます。これらのインパクトは、短期・中期・長期にわたり、**正または負**のものとなり得ます。
- 企業がトピックレベルで重要性を判断する方法（**トップダウン・アプローチ**）では結論を得られない場合、まずインパクトを生じさせる可能性のある事象を特定し、それらを評価します（**ボトムアップ・アプローチ**）。
- 重要性は以下の観点から評価されます：
  - **負のインパクト** – インパクトの**深刻度**（規模、範囲および回復不能性により判断）および**発生可能性**に基づいて評価されます。
  - **正のインパクト** – インパクトの**規模、範囲**および**発生可能性**に基づいて評価されます。
- 重要性がないと判断されたトピックの開示は認められません。

重要なインパクトの特定



企業への影響

企業は財務情報の開示を制限されるわけではありません。財務情報は、インパクトを理解するための文脈情報として提供されます。

すでにESRSまたはGRI（Global Reporting Initiative）スタンダードを適用している企業は、インパクト・マテリアリティの考え方に馴染みがあるため、既存の評価結果を出発点として活用し、ESRS-40a固有の要求事項に合わせて調整・精緻化することができます。

他のフレームワークで使用されている財務的重要性の評価については、ESRS-40aに準拠するために修正が必要となります。

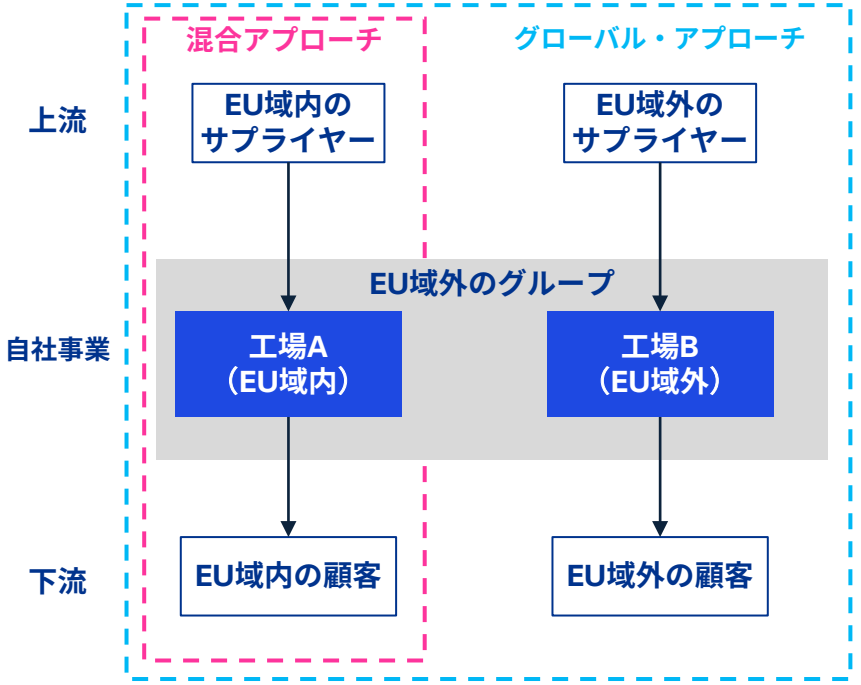
© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

混合アプローチ

特定のEU関連インパクトへの報告範囲の限定

- 原則として、すべてのトピックについて、グローバルレベルでインパクトを報告することが求められます。これが「グローバル・アプローチ」です。
- ただし、企業は、**気候関連以外のトピック**については、関連するインパクトを有意義に識別できることを条件として、**EU関連のインパクトのみを報告する**ことも認められます。これが「**混合アプローチ**」です。
- EU関連のインパクトには、以下に起因するインパクトが含まれます：
  - EU域内で販売または提供された製品・サービス、および
  - 当該企業のEUにおける事業活動
- 企業がEU向けに特化した事業活動、製品、管理プロセスまたはバリューチェーンを有する場合、EU関連のインパクトを特定できる可能性があります。
- EU関連のインパクトの特定方法に関する提案要求事項は、トピックごとに異なります。

考えられる2つの報告範囲



気候関連の開示は、常にグローバルレベルで行う必要があります。

04

企業への影響

混合アプローチは、本提案の中でも特に議論が多い論点の1つであり、フィールドテストの対象となっています。

混合アプローチの適用は、実務上の課題が伴う可能性があります。例えば、この選択肢を適用できるかどうかの判断や、EU関連インパクトの網羅性および正確性の確保などが挙げられます。

一方で、混合アプローチは、気候関連以外のトピックについて、報告範囲をグローバルからEU関連インパクトへと限定できるため、企業にとって魅力的な選択肢となる可能性があります。

KPMG

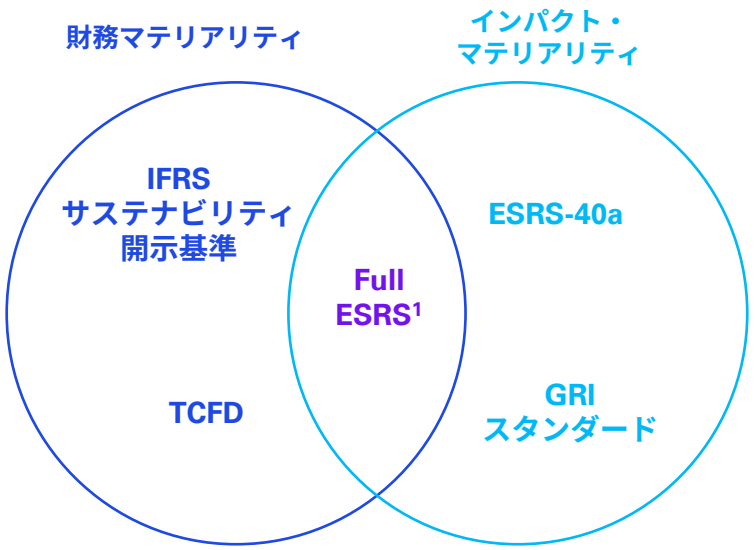
© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

別のフレームワークを適用する場合

既存の報告体制を出発点とした対応

- 多くの**EU域外企業グループやその子会社は、すでに**IFRSサステナビリティ開示基準、GRIスタンダード、現地の規制の要求事項、またはFull ESRSなどの枠組みに基づいて、あるいはそれらを参照して、サステナビリティ情報を開示しています。
- 報告**フレームワークは異なる場合がありますが、**多くの報告プロセス、ガバナンス体制、およびデータフローは、異なるフレームワーク間で活用することができます。
- EFRAGは**重複報告を回避するための実務的な解決策について意見募集を行っています。**企業は、重複報告を回避するため、他のサステナビリティ報告書を相互参照することが認められます。
- ただし、相互参照が認められるのは、所定の要求事項を満たす場合に限られます。例えば、他のサステナビリティ報告書が同じ時期に公表されていること、同一言語で作成されていること、また同等の保証水準の対象となっていることなどが求められます。

報告フレームワークの比較



[1]ESRS全体に基づく報告では、財務マテリアリティとインパクト・マテリアリティの両方（ダブルマテリアリティ）を用います。

05

企業への影響

企業は、異なる開示フレームワークをそれぞれ独立したコンプライアンス対応として扱うのではなく、単一の報告プロセスによって複数の報告フレームワークに対応できるかどうかを検討することが考えられます。

重複報告の回避に向けた取組みが進展するにつれて、企業は報告義務を効率化・合理化する機会をさらに得られる可能性があります。

© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

自社にとって最適な報告アプローチ

CSRD準拠に向けた複数の選択肢

企業は、ESRS-40aにおける報告オプションの中から、**自社の全体的な報告戦略に最も適した**対応方法を検討する必要があります[1]。

Full ESRSに基づく任意の連結サステナビリティ・ステートメント（グループレベル）

メリット

- グループ全体でCSRDへの準拠を実現する単一のサステナビリティ報告書を作成することができる。
- EU企業グループによる報告との比較可能性が高まる。
- Full ESRSの適用対象となる子会社は、独自にFull ESRSサステナビリティ・ステートメントを作成する義務が免除される。

課題

- グループ全体を対象としたダブルマテリアリティ評価など、より広範な開示要求事項への対応が必要となる。
- 導入負荷が増加し、より多くのデータ収集が必要となる可能性がある。
- CSRDの適用対象となるEU域内子会社については、引き続きEUタクソノミーに基づく報告が求められる。

グループのインパクトを対象とするESRS-40aに基づく報告書（Global Approach）

メリット

- インパクト・マテリアリティ評価のみで対応可能となる。
- 導入負荷やデータ収集要求事項を低減できる可能性がある。
- GRIスタンダードに基づく報告を活用できる。



課題

- Full ESRSの適用対象となるEU域内子会社は、自社のESRSサステナビリティ・ステートメントの公表義務が免除されない。
- Full ESRSに基づく報告と比較すると、EUに本社を置く企業グループのサステナビリティ報告書との比較可能性は低くなる。
- 他のフレームワークとの正式な同等性の仕組みが存在しないため、他のフレームワークの要求事項も満たすように報告書を構成することは困難である。

[1] Full ESRSと同等とみなされるフレームワークを適用するという選択肢もあります。ただし、現時点では、Full ESRSと同等であると認められたフレームワークは存在していません。

06

企業への影響

最も効率的な報告アプローチは、企業グループが現在負っている、または将来的に負うことが見込まれるサステナビリティ開示義務によって異なる可能性があります。サステナビリティに関するトピックがグループ全体でどのように統治・管理されているかは、ESRS-40aの提案内容と同様に重要となる場合があります。

企業は、投資家の期待への対応や、複数の開示義務への対応を効率化する機会も踏まえ、自社の報告アプローチが中長期的な報告戦略にどのように貢献するかを検討することができます。

KPMG

© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

ESRS-40aとFull ESRSの違い

共通の報告体系と、より限定的な視点

以下の表はFull ESRSと、提案されているESRS-40aの開示要求事項を比較したものです。

	Full ESRSに基づく報告	提案されているESRS-40aに基づく報告
報告対象範囲	**親会社およびそのすべての子会社**	**EU域外の最終親会社**を起点とするグローバルな報告範囲
マテリアリティの考え方	**ダブルマテリアリティ**（インパクト、リスクおよび機会を含む）	**インパクト・マテリアリティのみ**（人および環境へのインパクト）
開示範囲	**関連トピックに関するすべての重要情報**	関連トピックに関するすべての重要情報。ただし、**気候関連以外のトピックについては、報告対象をEU関連インパクトに限定することが可能**（混合アプローチ）
報告形式	**マネジメント・レポートの一部**としてのサステナビリティ・ステートメント	公表・閲覧可能な**サステナビリティ報告書**
法令	要求事項は**EU法令を参照**	要求事項はEUの法令に加え**現地法令も参照**
基準の構成	2つの横断的基準と10のトピック別基準	
バリューチェーン	**上流および下流**	
経過措置	初度適用企業向けの**経過措置**	

07

企業への影響

ESRS-40aはFull ESRSとの整合性を重視して設計されており、企業は既存の開示プロセスや開示内容を活用できる可能性があります。

本提案は、ESRS-40aとFull ESRSに基づく既存の開示要求事項との関係に関するあらゆる実務上の論点について明確な答えを示しているわけではありません。

特に、各国・地域の報告フレームワークにおいて測定手法や開示要求事項が異なる場合には、今後の制度動向を継続的に注視することが重要です。

KPMG

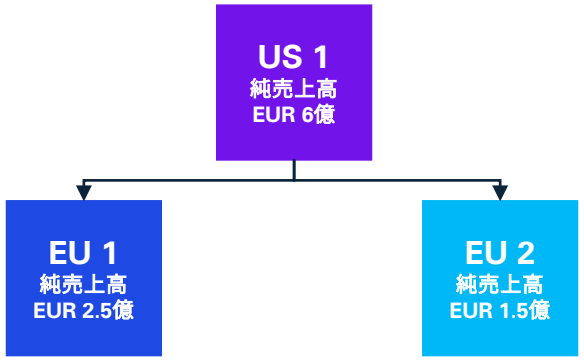
© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

ESRS-40a報告書の作成主体

報告書作成主体の指定なし

- グループレベルのサステナビリティ報告書は、以下のいずれかの主体が作成することができます。
  - 純売上高が2億ユーロ超のEU域内子会社
  - 純売上高が2億ユーロ超のEU域内支店
  - EU域外の親会社
- **EU域内子会社または支店は、利用可能な情報を報告するとともに**、EU域外の親会社から提供されていない**不足情報について説明する必要があります**。これは、親会社がグローバルでグループレベルのサステナビリティ報告書の作成に必要な情報を子会社または支店に提供していない場合に適用されます。
- CSRDの下では、サステナビリティ報告書に対して**限定的保証が求められます**。子会社または支店がEU域外の親会社から保証を取得できない場合は、その旨を報告する必要があります。

例



- 子会社**EU 1**は売上高の閾値を満たしている。この場合、ESRS-40aに基づくサステナビリティ報告書を作成し、限定的保証を取得した上で、報告書を公表することができる。
- EU域外の親会社である**US 1**は、ESRS-40aに基づくサステナビリティ報告書を作成し、限定的保証を取得することができる。ただし、報告書がEU域外親会社によって作成された場合であっても、**EU 1**は、ESRS-40aに基づく当該報告書を公表することが依然として義務付けられる。
- 子会社**EU 2**は売上高の閾値を満たしていない。したがって、ESRS-40aに基づくサステナビリティ報告書を作成・公表する必要はない。

08

企業への影響

EU域外企業グループは、グループレベルのサステナビリティ報告書をどの企業が作成するかを決定する必要があります。また、ESRS-40aの提案要求事項に対応するため、既存の報告体制を見直す必要が生じる可能性があります。

EU域内子会社がESRS-40aに基づくサステナビリティ報告書を作成する場合には、要求事項を満たすために親会社からどのような情報を取得する必要があるかを検討することになります。

売上高閾値を満たすEU域内子会社または支店は、報告書を実際に作成する主体がどの企業であるかにかかわらず、ESRS-40aに基づくサステナビリティ報告書を公表する必要があります。

KPMG

© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

報告上の軽減措置

特定項目に対する経過措置の利用

- 本提案には、段階的な**経過措置**に加え、**継続的に利用可能な**追加の軽減措置が含まれています。
- これらの経過措置は、**ESRSで認められている経過措置と同等の内容**であり、さまざまな領域を対象としています。例えば、企業はデータ品質向上に向けた改善計画を示したうえで、推計値の一部を開示することが認められます。
- 企業は、報告期間ごとに、経過措置が引き続き必要かどうかを再評価することが求められます。

段階的な経過措置により導入負担を軽減

2029年 初年度開示	2030年	2031年	2032年以降
1年目	1〜2年目	1〜3年目	4年目以降
以下の開示を省略可能： • 比較情報 • 特定の有害物質に関する情報 • 自社の労働力に関する特定の開示			
• 生物多様性および生態系に関する開示、ならびに特定の社会関連開示を省略可能			
• バリューチェーンに関する情報が入手できない場合は、その理由、情報入手に向けて講じた対応、および将来の報告期間で情報を取得するための計画を開示する • 特定の有害物質に関する定量情報を省略可能			

09

企業への影響

経過措置により、データ収集や開示プロセスを整備するための追加的な時間を確保することができますが、対象となるトピックの重要性評価は引き続き求められます。

そのため、詳細な開示を将来の報告期間に延期できる場合であっても、企業は生物多様性やバリューチェーン上の労働者などの分野における重要なインパクトを特定する必要があります。

KPMG

© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

今後の対応事項

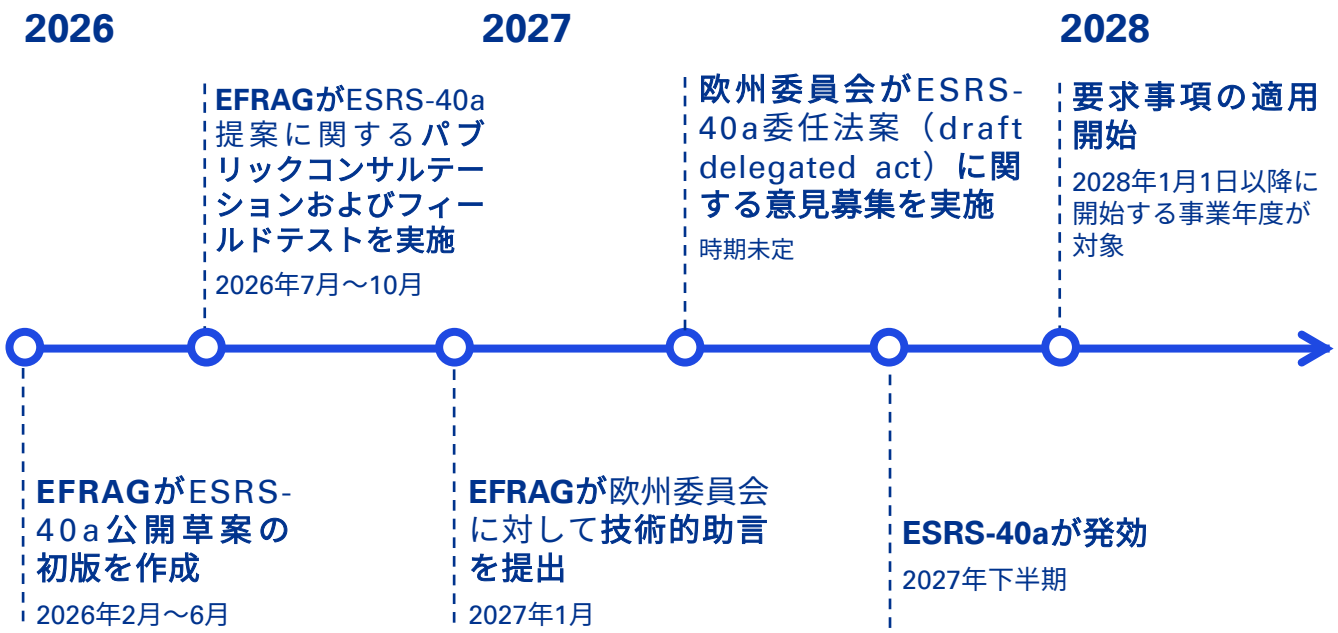
10

取るべき5つのアクション

本提案は現在もパブリックコンサルテーションの対象ですが、適用対象となる可能性のある企業は、**想定される影響の評価を今から開始することができます。**

1. 自社の連結および子会社・支店のEU域内売上高を**評価**し、ESRS-40aの報告義務の対象となるか確認
2. 複数の法域で事業を展開している場合は、報告義務が生じる拠点や利用可能な免除規定を踏まえ、自社のCSRD報告戦略およびガバナンスへの影響を**検討**
3. 利用可能な情報を**評価**したうえで、報告上のギャップを把握し、重要なインパクトをどのように評価するかを検討
4. 2026年10月31日までに、本提案に対して**意見を提出**
5. ESRS-40aの最終要求事項に向けた協議の動向を継続的に**把握**。なお、各国での国内法化に伴い、詳細要求事項に違いが生じる可能性があります。

ESRS-40aの主なマイルストーン



© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

関連情報・お問合せ先



Ramon Jubels
パートナー
KPMGオランダ



Jan A. Müller
パートナー
KPMGドイツ



Barbara Zonneveld
ディレクター
KPMGインターナショナル

特別協力　Anushka Chandrawat、Roberta Maiello、India Preswick、Sepi Roshan

Global Corporate Reporting Institute ▶
（グローバル・コーポレート・レポーティング・インスティテュート）

知見、高水準のガイダンスおよび詳細な分析を提供しています。



IFRSサステナビリティ
IFRSサステナビリティ開示基準に関する最新知見とガイダンス



EUサステナビリティ
欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）に関する最新知見とガイダンス



IFRS会計基準
IFRS会計基準に関する最新知見とガイダンス



LinkedInのKPMG IFRS
IFRS基準およびESRSに関する最新情報をフォロー

© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

kpmg.com/ifrs

本冊子で紹介するサービスは、公認会計士法、独立性規則および利益相反等の観点から、提供できる企業や提供できる業務の範囲等に一定の制限がかかる場合があります。詳しくはあずさ監査法人までお問い合わせください。

Publication name: EU sustainability reporting for non-EU companies

Publication number: 137927

Publication date: August 2026

© 2026 KPMG IFRG Limited, a UK company, limited by guarantee. All rights reserved.

© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. 26-1021

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organisation.

KPMG International Standards Groupは、KPMG IFRG Limitedの一部です。

KPMGは、グローバル組織、またはKPMG International Limited（「KPMGインターナショナル」）の1つ以上のメンバーファームを指し、それぞれが別個の法人です。 KPMG International Limitedは英国の保証有限責任会社（private English company limited by guarantee）です。 KPMG International Limitedおよびその関連事業体は、クライアントに対していかなるサービスも提供していません。KPMGの組織体制の詳細については、kpmg.com/governanceをご覧ください。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。 KPMG IFRG LimitedはIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、 www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項：適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「ISSB」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、 KPMG IFRG Limited はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。